

I 総括

1 沿革

- 昭和43年4月1日 習志野市・八千代市を管轄区域として、習志野保健所が設置された。仮事務所は習志野市市民会館に置いた。
(従前は船橋保健所の管轄区域)
- 昭和43年8月8日 習志野保健所の旧庁舎が完成した。
(鉄筋コンクリート造 2階建 延面積 841 m²)
- 昭和43年8月10日 庁舎完成の落成式を行う。仮事務所から旧庁舎に移転した。
- 平成4年3月31日 習志野市と現在地(本大久保5丁目)の賃貸借契約を締結した。
- 平成5年11月4日 習志野保健所の現庁舎が完成した。
(鉄筋コンクリート造 4階建 延面積 2,243.9 m²)
- 平成6年1月12日 現庁舎完成の落成式を行う。旧庁舎から現庁舎に移転した。
- 平成6年4月30日 旧保健所庁舎を習志野市へ移管した。
- 平成9年4月1日 [地域保健法]の施行に伴い、業務・組織が変更された。
組織は、これまでの4課から1課7班の体制となる。(総務課、企画調整班、地域指導班、疾病対策班、精神保健福祉班、検査班、食品衛生班、環境衛生班)
- 平成12年4月1日 業務・組織が変更され、6課1班の体制となる。(総務課、企画調整班、地域指導課、疾病対策課、精神保健福祉課、検査課、生活衛生課)
- 平成15年4月1日 鎌ヶ谷市が管轄区域に加わる。
- 平成16年4月1日 習志野健康福祉センター(保健所)と改称し、6課1班体制となる。
(総務企画課、地域保健福祉課、精神保健福祉課、健康生活支援課、広域検査課、食品広域監視班、監査指導課)
なお、支庁社会福祉課で行っていた業務の一部が移管された。
- 平成17年4月1日 精神保健福祉課が地域保健福祉課に統合され、5課1班体制となる。(総務企画課、地域保健福祉課、健康生活支援課、広域検査課、食品広域監視班、監査指導課)
- 平成20年4月1日 業務・組織の変更があり、広域検査課が検査課へ、食品広域監視班が食品機動監視班へと名称が変更された。
- 平成24年4月1日 業務・組織の変更があり、食品機動監視班が食品機動監視課となり、6課体制となる。(総務企画課、地域保健福祉課、健康生活支援課、検査課、食品機動監視課、監査指導課)
- 平成25年4月1日 業務・組織の変更があり、地域保健福祉課を地域保健課と地域福祉課へ、健康生活支援課を疾病対策課と生活衛生課へ再編し、8課体制となる。(総務企画課、地域保健課、地域福祉課、疾病対策課、生活衛生課、検査課、食品機動監視課、監査指導課)
- 平成28年4月1日 業務・組織の変更があり、総務企画課を総務課と企画課へ再編し、9課体制となる。(総務課、企画課、地域保健課、地域福祉課、疾病対策課、生活衛生課、検査課、食品機動監視課、監査指導課)

表1 歴代所長

代	氏名	就任年月日	代	氏名	就任年月日
初代	沖山 鏢三郎	昭和43年4月1日	15代	安井 成美	平成3年4月1日
2代	相沢 多満	昭和48年4月1日	16代	内田 佐太臣	平成5年4月1日
3代	長井 和行(兼)	昭和49年4月1日	17代	溝口 勝	平成8年4月1日
4代	内田 早苗(兼)	昭和49年10月1日	18代	大野 由記子	平成12年4月1日
5代	楠本 浩	昭和50年6月1日	19代	山崎 彰美	平成15年4月1日
6代	服部 隆男	昭和54年4月20日	20代	井上 孝夫	平成17年4月1日
7代	楠本 浩(兼)	昭和56年6月16日	21代	高地 刀志行	平成19年4月1日
8代	稲田 正實(兼)	昭和58年4月1日	22代	藤木 哲郎	平成21年4月1日
9代	丸山 正雄	昭和59年4月1日	23代	井上 孝夫	平成24年4月1日
10代	稲田 正實(兼)	昭和61年4月1日	24代	新 玲子	平成26年4月1日
11代	石毛 義治	昭和62年4月1日	25代	江口 弘久	平成27年4月1日
12代	安藤 俊朗(兼)	昭和63年4月1日	26代	久保 秀一	平成29年4月1日
13代	實川 浩	昭和63年7月1日	27代	杉戸 一寿	平成31年4月1日
14代	安藤 由記男	平成2年4月1日			

2 概 要

当保健所の管轄区域は、千葉県の北西部に位置する習志野市、八千代市及び鎌ヶ谷市の3市である。健康福祉センターとしての監査、福祉関係業務には上記3市の他に、千葉市、船橋市、市川市及び浦安市を管轄とするものがある。

習志野市と八千代市を合わせた面積は72平方キロメートルで、地勢は臨海部と内陸部に大別され、東京湾を臨む臨海部は、埋立事業（京葉港埋立）により造成された土地とこれに接する旧海岸部分の平坦地とからなる。

鎌ヶ谷市は面積21平方キロメートルで、都心から25キロメートル圏内にあり首都近郊の住宅都市として発展してきている。土地利用は大きく分けると、丘陵部北部は山林、田畑の農林地区で、それより臨海部に至る部分は、工業、商業、住宅地区として都市的土地利用となっている。

管内は都心から25～35キロメートルの圏内にあり、JR、京成電鉄等の交通機関で都心と結ばれている。その地理的条件から、戦後の我が国経済の高度成長に伴う産業構造の変化と人口の都市集中化の影響を受け、首都東京のベッドタウンとして臨海部、内陸部における大規模な住宅開発や、内陸部における工業団地の造成等により人口が急激に増加した地域である。平成8年4月には東葉高速鉄道（西船橋～勝田台間）が開通し、沿線の住宅造成によりさらに人口が増加し、その後もゆるやかに増加が続いている。

このような状況の中で、住民の保健・医療・福祉に対する要請も多様化・高度化しており、県民のニーズに応える行政を推進するとともに、県民サービスの向上に努めている。

3 管内の状況

(1) 管内の人口及び世帯数等の概況

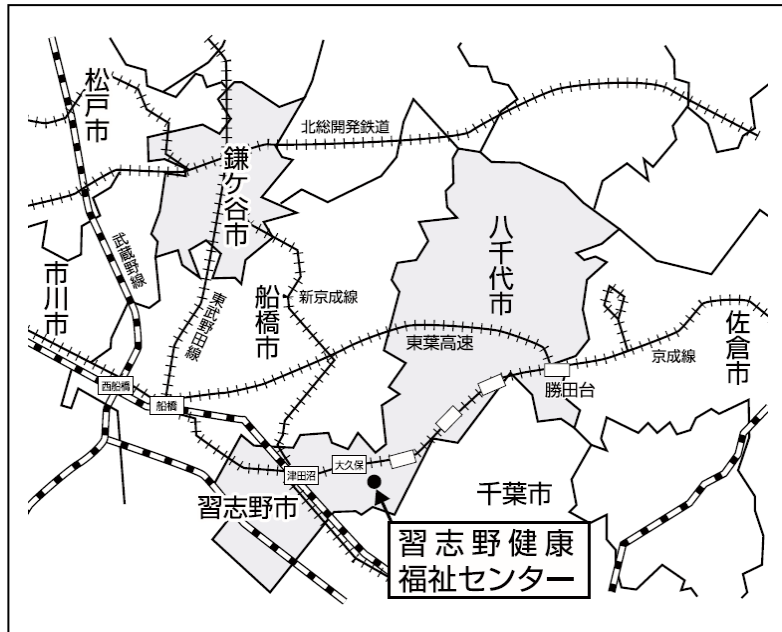
表3－(1) 管内人口及び世帯数等の概況

区 分	世 帯 数 (世 帯)	人 口 (人)	人 口 密 度 (人/k m ²)	面 積 (k m ²)
管 内	208,065	481,033	5,148.0	93.44
習志野市	77,880	173,716	8,284.0	20.97
八千代市	83,370	197,792	3,848.8	51.39
鎌ヶ谷市	46,815	109,525	5,195.7	21.08
県 総 数	2,764,874	6,279,026	1,217.4	5,157.60

出典：(人口) 令和元年10月1日現在 千葉県毎月常住人口調査

(面積) 国土地理院 令和元年全国都道府県市区町村別面積調

図3－（1） 管内図



(2) 管内人口の年齢構成

管内人口の年齢構成は表3－（2）－アのとおりで、平成31年4月1日現在の年齢三区分によると、0歳～14歳までの年少人口の割合は12.9%、15～64歳までの生産年齢人口は62.1%、65歳以上の老年人口25.0%で、県平均に比較し年少人口割合は高く、老年人口の割合は低くなっている。

管内人口を昨年度数値と比較すると、年少人口は減少し、老年人口が増加している。平成19年以降傾向は変わらず、少子高齢化が進んでいると認められる。

平成31年4月1日現在の管内の年齢5歳階級別人口構成は、図3－（2）及び表3－（2）－イのとおりである。

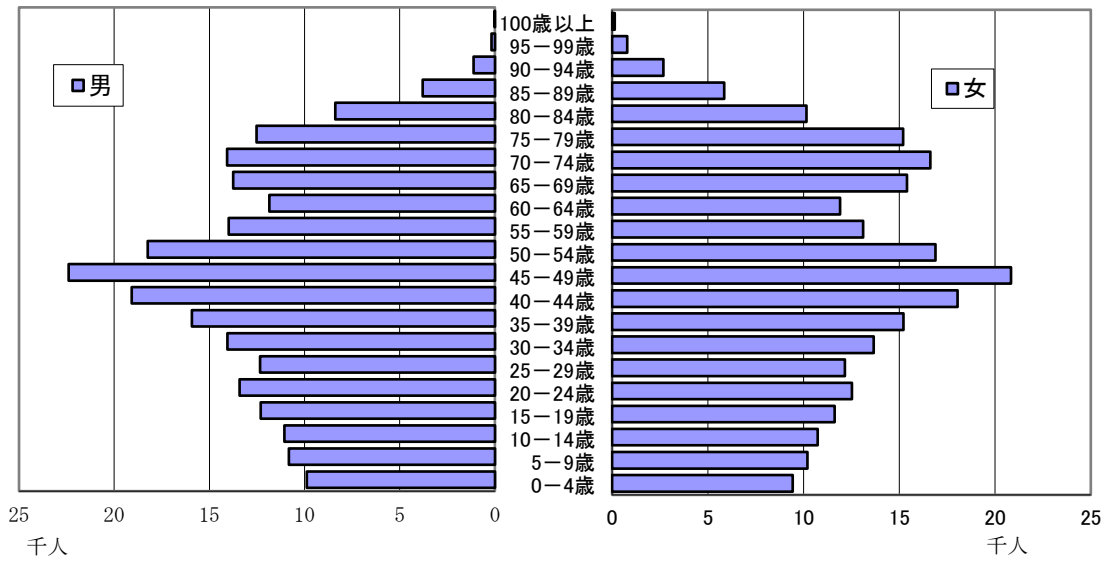
表3-(2)-ア 年齢構成の推移

(単位：人)

	年	総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不詳	
			0歳	%	15歳	%	65歳～	%		%
			～14歳		～64歳					
管内	16	443,481	64,050	(14.4)	314,267	(70.9)	65,164	(14.7)	—	—
	21	460,083	66,559	(14.5)	306,061	(66.5)	87,463	(19.0)	—	—
	26	468,586	65,017	(13.9)	296,640	(63.3)	106,929	(22.8)	—	—
	29	477,789	63,841	(13.4)	297,086	(62.2)	116,862	(24.5)	—	—
	30	479,988	62,992	(13.1)	297,999	(62.1)	118,997	(24.8)	—	—
	31	482,277	62,125	(12.9)	299,502	(62.1)	120,650	(25.0)	—	—
習志野市	16	157,565	22,162	(14.1)	112,223	(71.2)	23,180	(14.7)	—	—
	21	161,130	22,719	(14.1)	108,546	(67.4)	29,865	(18.5)	—	—
	26	165,536	22,709	(13.7)	107,101	(64.7)	35,726	(21.6)	—	—
	29	171,970	23,137	(13.5)	109,754	(63.8)	39,079	(22.7)	—	—
	30	172,483	22,911	(13.3)	109,851	(63.7)	39,721	(23.0)	—	—
	31	173,362	22,681	(13.1)	110,480	(63.7)	40,201	(23.2)	—	—
八千代市	16	181,674	27,604	(15.2)	127,488	(70.2)	26,582	(14.6)	—	—
	21	191,469	29,346	(15.3)	126,120	(65.9)	36,003	(18.8)	—	—
	26	193,332	27,977	(14.5)	121,217	(62.7)	44,138	(22.8)	—	—
	29	196,144	27,031	(13.8)	121,143	(61.8)	47,970	(24.5)	—	—
	30	197,723	26,623	(13.5)	122,128	(61.8)	48,972	(24.8)	—	—
	31	198,965	26,239	(13.2)	123,016	(61.8)	49,710	(25.0)	—	—
鎌ヶ谷市	16	104,242	14,284	(13.7)	74,556	(71.5)	15,402	(14.8)	—	—
	21	107,484	14,494	(13.5)	71,395	(66.4)	21,595	(20.1)	—	—
	26	109,718	14,331	(13.1)	68,322	(62.3)	27,065	(24.7)	—	—
	29	109,675	13,673	(12.5)	66,189	(60.4)	29,813	(27.2)	—	—
	30	109,782	13,458	(12.3)	66,020	(60.1)	30,304	(27.6)	—	—
	31	109,950	13,205	(12.0)	66,006	(60.0)	30,739	(28.0)	—	—
県総数	16	6,098,434	836,356	(13.7)	4,282,110	(70.2)	979,968	(16.1)	—	—
	21	6,239,145	835,721	(13.4)	4,164,546	(66.7)	1,238,878	(19.9)	—	—
	26	6,244,455	803,141	(12.9)	3,953,803	(63.3)	1,487,511	(23.8)	—	—
	29	6,285,160	782,039	(12.4)	3,871,704	(61.6)	1,631,417	(26.0)	—	—
	30	6,297,271	773,764	(12.3)	3,859,943	(61.3)	1,663,564	(26.4)	—	—
	31	6,308,561	765,342	(12.1)	3,854,573	(61.1)	1,688,646	(26.8)	—	—

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年4月1日現在）

図3－(2) 管内年齢5歳階級別人口構成図（平成31年4月1日現在）



出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（平成31年4月1日現在）

表3－(2)－イ 管内及び市町村・性・年齢階級別人口（単位：人）

年齢区分	総数	年少人口			生産年齢人口											老年人口							
		0～	5～	10～	15～	20～	25～	30～	35～	40～	45～	50～	55～	60～	65～	70～	75～	80～	85～	90～	95～	100～	
管内総数	482,277	19,312	21,023	21,790	23,918	25,929	24,489	27,711	31,134	37,111	43,233	35,137	27,091	23,749	29,133	30,699	27,711	18,532	9,656	3,803	970	146	
男	239,107	9,880	10,816	11,054	12,294	13,408	12,334	14,049	15,919	19,077	22,396	18,245	13,983	11,846	13,740	14,073	12,517	8,376	3,793	1,116	175	16	
女	243,170	9,432	10,207	10,736	11,624	12,521	12,155	13,662	15,215	18,034	20,837	16,892	13,108	11,903	15,393	16,626	15,194	10,156	5,863	2,687	795	130	
習志野市総数	173,362	7,436	7,664	7,581	8,743	9,906	9,452	10,810	11,920	13,608	15,000	12,753	9,813	8,475	9,769	9,966	8,850	6,361	3,436	1,386	377	58	
男	86,365	3,811	3,893	3,849	4,649	5,385	4,843	5,542	6,149	6,975	7,738	6,582	5,048	4,244	4,588	4,606	3,898	2,789	1,316	383	71	6	
女	86,997	3,625	3,771	3,732	4,094	4,521	4,609	5,268	5,771	6,633	7,262	6,171	4,765	4,231	5,181	5,360	4,952	3,572	2,120	1,003	306	50	
八千代市総数	198,965	7,993	8,753	9,493	10,090	10,508	9,758	10,952	12,549	15,231	18,408	14,830	11,149	9,541	11,821	12,496	11,627	7,702	4,034	1,592	378	60	
男	98,399	4,126	4,539	4,829	5,087	5,316	4,859	5,479	6,386	7,767	9,429	7,736	5,795	4,756	5,646	5,690	5,231	3,524	1,646	488	63	7	
女	100,566	3,867	4,214	4,664	5,003	5,192	4,899	5,473	6,163	7,464	8,979	7,094	5,354	4,785	6,175	6,806	6,396	4,178	2,388	1,104	315	53	
鎌ヶ谷市総数	109,950	3,883	4,606	4,716	5,085	5,515	5,279	5,949	6,665	8,272	9,825	7,554	6,129	5,733	7,543	8,237	7,234	4,469	2,186	825	215	30	
男	54,343	1,943	2,384	2,376	2,558	2,707	2,632	3,028	3,384	4,335	5,229	3,927	3,140	2,846	3,506	3,777	3,388	2,063	831	245	41	3	
女	55,607	1,940	2,222	2,340	2,527	2,808	2,647	2,921	3,281	3,937	4,596	3,627	2,989	2,887	4,037	4,460	3,846	2,406	1,355	580	174	27	
千葉県総数	6,308,561	236,766	257,784	270,792	289,823	330,346	328,586	358,568	397,285	483,651	523,407	439,449	368,601	354,857	434,000	425,351	361,741	243,827	141,859	62,577	16,817	2,474	
男	3,147,608	121,454	132,709	138,829	149,018	170,960	171,526	186,646	206,154	240,929	271,618	228,301	189,441	178,199	211,605	201,482	168,119	107,064	52,679	17,553	2,997	325	
女	3,160,953	115,312	125,075	131,963	140,805	159,386	157,060	171,922	191,131	222,722	251,789	211,148	179,160	176,658	222,395	223,869	193,622	136,763	89,180	45,024	13,820	2,149	

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（平成31年4月1日現在）

4 健康相談

表4 健康福祉相談及び検査の日

(平成31年4月1日現在)

区 分	曜 日	時 間	備 考
思春期相談	原則第2金曜日	9:30～11:30	予約制 習志野健康福祉センター
		13:30～15:30	予約制 鎌ヶ谷市総合福祉 保健センター (年3回)
DV相談	【電話相談】 月～金曜日	9:00～17:00	専用電話 047-475-5966
	【来所相談】 毎週月曜日	※詳細は電話 にて	来所相談予約制
「障害のある人もない人も 共に暮らしやすい千葉県 づくり条例」に係る相談	【電話相談】 月～金曜日	9:00～17:00	専用電話 047-474-1389
精神保健福祉相談	第1火曜日	14:00～16:00	予約制 八千代市障害者福祉 センター
	第2火曜日	14:00～16:00	予約制 習志野健康福祉センター
	第4水曜日	14:00～16:00	予約制 鎌ヶ谷市総合福祉 保健センター
H I V抗体検査 肝炎ウイルス検査 (B型・C型) 梅毒・クラミジア検査	第1・第3水曜日	9:30～10:30	予約制
	偶数月 第1水曜日(夜間)	17:15～18:15	
腸内細菌検査	原則第1、第3火曜日 ※5～10月までは原則第1、 第2、第3火曜日	9:00～10:30	
結核管理検診 接触者健診	第1・第3水曜日	13:15～14:15	個人通知
被爆者健診	年2回	個人通知	

5 各種委員会

(1) 習志野健康福祉センター運営協議会

地域保健法第11条及び千葉県行政組織条例第28条第1項の規定により設置している。

【地域保健法第11条】

第5条第1項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に、運営協議会を置くことができる。

【千葉県行政組織条例第28条第1項】

県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

別表第二

附属機関名	担任する事務
健康福祉センター運営協議会	健康福祉センターの所管区域内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議すること。

表5- (1) 運営協議会委員名簿 (令和元年9月1日現在)

(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
習 志 野 市 長	宮 本 泰 介
八 千 代 市 長	服 部 友 則
鎌 ケ 谷 市 長	清 水 聖 士
千 葉 県 議 会 議 員	伊 藤 寛
千 葉 県 議 会 議 員	佐 藤 健 二 郎
千 葉 県 議 会 議 員	横 山 秀 明
千 葉 県 議 会 議 員	茂 呂 剛
千 葉 県 議 会 議 員	秋 葉 就 一
千 葉 県 議 会 議 員	石 井 一 美
千 葉 県 議 会 議 員	岩 波 初 美
習 志 野 市 医 師 会 長	豊 崎 哲 也
八 千 代 市 医 師 会 長	加 瀬 卓
鎌 ケ 谷 市 医 師 会 長	石 川 宏 貴
船 橋 歯 科 医 師 会 長	尾 崎 隆
習 志 野 市 歯 科 医 師 会 長	栗 原 弘 章
八 千 代 市 歯 科 医 師 会 長	平 出 功
習 志 野 市 薬 剤 師 会 長	櫛 方 絢 子

八千代市薬剤師会長	秋吉 恵蔵
船橋薬剤師会長	杉山 宏之
京葉地域獣医師会長	解良 聡
千葉県看護協会船橋地区部会員	鶴崎 美優希
習志野市社会福祉協議会長	海寶 嘉胤
八千代市社会福祉協議会長	綱島 照雄
習志野市母子保健推進員の会会長	遠藤 弘子
習志野保健所管内食品衛生協会长	藤田 修一郎
鎌ヶ谷市食生活改善協議会長	横井 隆子
千葉県美容業生活衛生同業組合習志野支部長	島田 謙一
心のボランティア・八千代「虹」代表	黒田 知映

(2) 習志野保健所感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条の規定により設置している。

【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律】

第24条 各保健所に感染症の診査に関する協議会を置く。

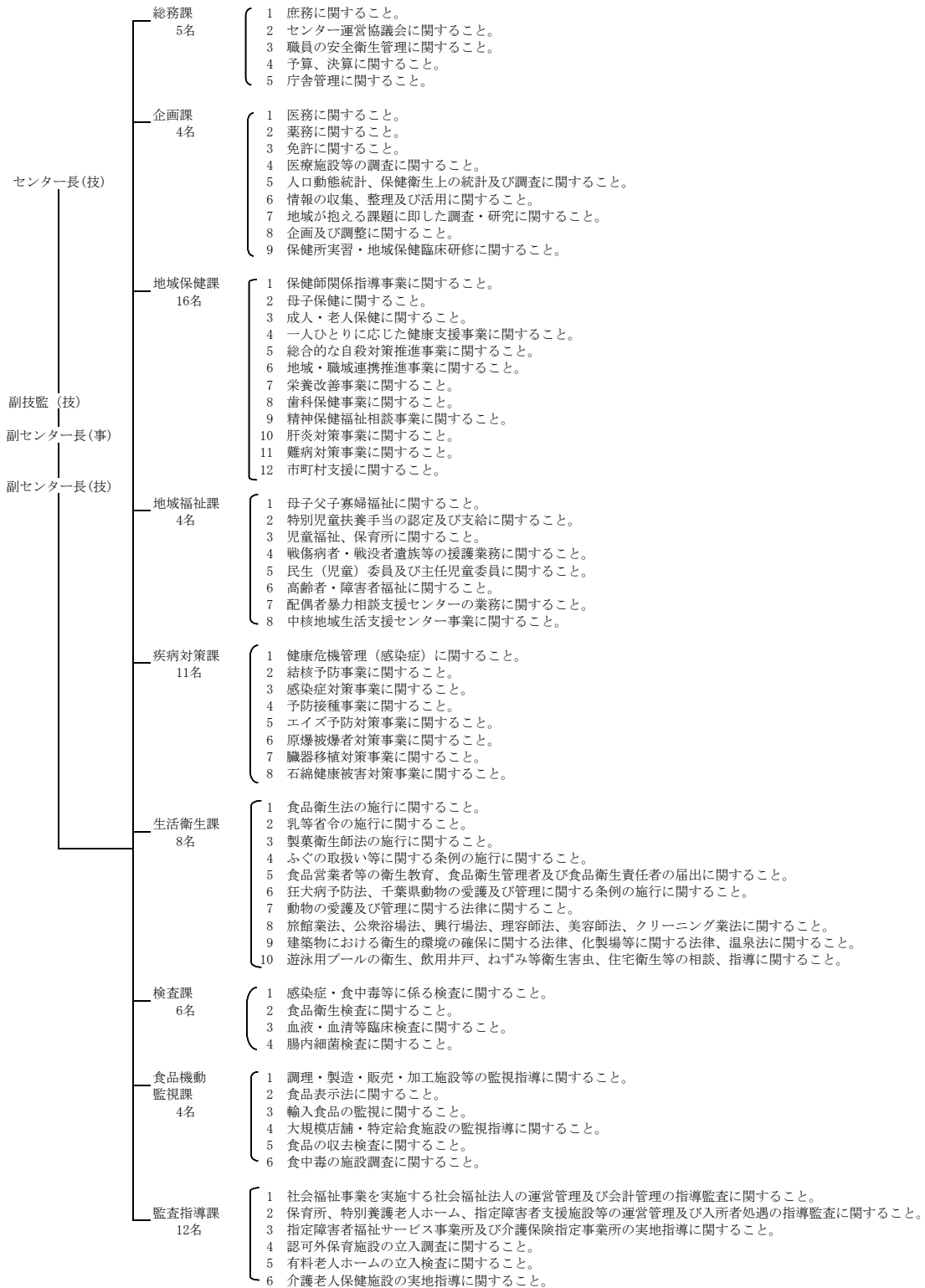
(診査する内容)

法律第18条第1項による通知、第20条第1項及び第26条の規定による一類感染症及び二類感染症の患者に対する10日以内の入院勧告、第20条第4項及び第26条の規定による前述の患者に対する延長入院の必要の是非、並びに第37条の2第1項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を診査する。

表5- (2) 感染症診査協議会委員名簿 (平成31年4月1日現在)
(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
公益財団法人ちば県民保健予防財団副理事長 総合健診センター長	鈴木 公典
千葉県済生会習志野病院 呼吸器内科部長	黒田 文伸
嶋瀬内科クリニック院長	嶋瀬 順二
日名子規子司法書士事務所	日名子 規子
千葉県人権擁護委員協議会習志野支部会	浅田 和子

6 機構及び事務内容



※令和元年10月1日現在

7 職員数及び配置状況

表7 職員配置

(令和元年10月1日現在)

	センター 長 (所長)	副 センター 長 (次長)	総 務 (課長事務取扱) 課	企 画 (課長) 課	地 域 保 健 (課長) 課	地 域 福 祉 (課長) 課	疾 病 対 策 (課長) 課	生 活 衛 生 (課長) 課	検 査 (課長) 課	食 品 機 動 監 視 (課長) 課	監 査 指 導 (課長) 課	計
合計	1	3	5	4	16	4	11	8	6	4	12	74
医師	1											1
事務		1	【1】4		1	【1】3	1				【1】11	24
薬剤師				1				1		2		4
獣医師		1						【1】2		1		5
保健師					【1】4		【1】6					12
診療放射線技師							1					1
臨床検査技師				【1】2			1	3	【1】5			13
管理栄養士		1			3			1		【1】		6
精神保健福祉士					4							4
その他の技術職員					3		1					4
食品衛生監視員 (再掲)	1	1						5		4		11
環境衛生監視員 (再掲)	1	1		1				7				10

※技術職員の内訳については、主たる職種とする。また、課長の職種は【 】内に再計とした。